四十五　金沢信用金庫　石川県金沢市南町一番一号
四十六　北陸信用金庫　石川県金沢市玉川町十一番十八号
四十七　鶴来信用金庫　石川県白山市鶴来本町一丁目ワ百七番地の二
四十八　福井信用金庫　福井県福井市田原二丁目三番一号
四十九　小浜信用金庫　福井県小浜市大手町九番二十号
五十　越前信用金庫　福井県大野市日吉町二番十九号
五十一　三島信用金庫　静岡県三島市芝本町十二番三号
五十二　富士宮信用金庫　静岡県富士宮市元城町三十一番十五号
五十三　焼津信用金庫　静岡県焼津市栄町三丁目五番十四号
五十四　遠州信用金庫　静岡県浜松市中区中沢町八十一番十八号
五十五　大垣西濃信用金庫　岐阜県大垣市恵比寿町一丁目一番地
五十六　関信用金庫　岐阜県関市東貸上十二番地の一
五十七　いちい信用金庫　愛知県一宮市若竹三丁目二番二号
五十八　三重信用金庫　三重県松阪市朝日町一区十六番地の六
五十九　長浜信用金庫　滋賀県長浜市元浜町三番三号
六十　京都北都信用金庫　京都府宮津市字鶴賀二千五十四番地の一
六十一　大阪シティ信用金庫　大阪府大阪市中央区北浜二丁目五番四号
六十二　北おおさか信用金庫　大阪府茨木市西駅前町九番三十二号
六十三　枚方信用金庫　大阪府枚方市岡東町十四番三十六号
六十四　姫路信用金庫　兵庫県姫路市十二所前町百五番地
六十五　米子信用金庫　鳥取県米子市東福原二丁目五番一号
六十六　日本海信用金庫　島根県浜田市殿町八十三番地一
六十七　島根中央信用金庫　島根県出雲市今市町二百五十二番地一
六十八　おかやま信用金庫　岡山県岡山市北区柳町一丁目十一番二十一号
六十九　玉島信用金庫　岡山県倉敷市玉島一千四百三十八番地
七十　備前信用金庫　岡山県備前市伊部一千六百六十番地の七
七十一　しまなみ信用金庫　広島県三原市港町一丁目八番一号
七十二　萩山口信用金庫　山口県山口市道場門前一丁目五番一号
七十三　西中国信用金庫　山口県下関市細江町一丁目一番八号
七十四　東山口信用金庫　山口県防府市天神一丁目十二番十八号
七十五　幡多信用金庫　高知県四万十市中村京町一丁目十七番地
七十六　都城信用金庫　宮崎県都城市上町六街区十号
七十七　高鍋信用金庫　宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百七十三番地
七十八　奄美大島信用金庫　鹿児島県奄美市名瀬幸町四番十八号
七十九　北央信用組合　北海道札幌市中央区南一条西八丁目七番地の一
八十　ウリ信用組合　北海道札幌市中央区大通西十二丁目四番七十号
八十一　釧路信用組合　北海道釧路市北大通九丁目二番地
八十二　青森県信用組合　青森県青森市大字浜田字玉川二百七番一
八十三　石巻商工信用組合　宮城県石巻市中央二丁目九番三号
八十四　北都信用組合　山形県村山市楯岡晦日町一番八号
八十五　福島県商工信用組合　福島県郡山市堂前町七番七号
八十六　茨城県信用組合　茨城県水戸市大町二丁目三番十二号
八十七　群馬県信用組合　群馬県安中市原市六百六十八番地六
八十八　ぐんまみらい信用組合　群馬県高崎市田町百二十五番地
八十九　熊谷商工信用組合　埼玉県熊谷市本町二丁目五十七番地
九十　埼玉信用組合　埼玉県本庄市児玉町児玉四十四番地十六
九十一　房総信用組合　千葉県茂原市高師町一丁目十番地五
九十二　全東栄信用組合　東京都千代田区神田小川町三丁目六番地の一
九十三　文化産業信用組合　東京都千代田区神田神保町一丁目百一番地
九十四　江東信用組合　東京都江東区住吉二丁目六番八号
九十五　ハナ信用組合　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十九番十号
九十六　新潟縣信用組合　新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一
九十七　新栄信用組合　新潟県新潟市江南旭二丁目一番二号
九十八　さくらの街信用組合　新潟県阿賀野市中央町一丁目九番一号
九十九　三條信用組合　新潟県三条市興野三丁目十一番十二号
百　都留信用組合　山梨県富士吉田市下吉田二丁目十九番十一号
百一　名古屋青果物信用組合　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反百七番地名古屋市中央卸売市場北部市場内
百二　三河信用組合　愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
百三　のぞみ信用組合　大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
百四　中央信用組合　大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
百五　淡陽信用組合　兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
百六　山口県信用組合　山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
百七　佐世保中央信用組合　長崎県佐世保市宮崎町三番十八号
百八　奄美信用組合　鹿児島県奄美市名瀬幸町六番五号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十九年一月一日から平成二十九年六月三十日までとする。

○国土交通省告示第千四百三十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

第十三条に次の一項を加える。

6　包装物の表面に第2号様式のラベルR、第3号様式、第4号様式、第4号の2様式又は第4号の3様式によるラベルを付す場合、規定する幅及び高さの半分以上とすることができる。

第十五条第一項中「なお」の下に「、品名の高さは、別表第1備考2に表示の定めがある場合にあっては12ミリメートル以上とし」を加える。

第二十四条第二項第九号及び第十号を次のように改める。

九　中間容器又は外装容器は、輸送許容物件が液状である場合に内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材を含んでいること。中間容器に含まれている場合にあっては、吸収材を緩衝材とすることができる。当該輸送許容物件は、吸収材、緩衝材又は容器の材質と危険な反応を起こしたり、その特性に影響を及ぼすものであってはならない。

十　包装物は、その包装の向きにかかわらず、破損又は漏洩した場合に輸送許容物件を完全に包含できること。

別表第一（備考一から備考六までに係る分を除く。）を次のように改める。